

【書名】

『千葉県の歴史 資料編 近世2 (安房)』 県史20

(平成11年3月25日発行)

【正誤表】

訂正箇所	誤	正
第1部61頁4行目	当地	御当地(江戸)
第1部63頁4行目～14行目	<p>享保十(一七二五)年の夏に、<u>本尊千手観音の居開帳</u>を行うことの許可を寺社奉行に願ったのがこの史料である。この願書が聞き届けられたのかどうかは、<u>現在那古寺に伝存した史料からは確認できない。『千葉県安房郡誌』(安房郡教育会、大正十五年刊)によると、堂宇数基が再建されたのは、宝暦七(一七五七)年のことという。収録された掲載史料三三四によると、その前年の宝暦六年三月に、江戸回向院境内で本尊の出開帳が行われているが、これは伽藍再建の費用捻出のためのものであった。地震による崩壊から半世紀を経て、ようやく再建が成就したのである。</u></p>	<p>享保十(一七二五)年の夏に、<u>江戸で本尊千手観音の出開帳</u>を行うことの許可を寺社奉行に願ったのがこの史料である。<u>この出願は許可され、江戸回向院(東京都墨田区)境内で、享保十年四月朔日から五月晦日までの六〇日間にわたり開帳が催され、その収益金で諸堂社などの造立を行ったことがわかる(掲載史料三三一)。このように伽藍再建費用が江戸での出開帳により捻出され、地震による倒壊から二〇年余りを経て、ようやく再建が成就したのである。また、三一年後の宝暦六(一七五六)年三月、本堂屋根瓦および多宝塔の修復のため、再び出開帳を行っている。</u></p>